

告示年月日 令和4年4月1日

神津島村告示第158号

東京都神津島村長 前田 弘

指定納付受託者の指定について

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定した。

指定納付受託者の名称及び所在地

- ①東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- ②東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 13階
株式会社 しんきんカード
- ③東京都渋谷区初台1-46-3 シモモトビル10階
株式会社CXDNEXST
- ④東京都中央区日本橋室町2-4-3 日本橋室町野村ビル19階
株式会社アプラス

指定納付受託者に納付させる歳入

- ①・②インターネットを利用して納付されるふるさと納税寄附金
- ③・④温泉保養センターに係る各種施設利用料等

歳入を納付する期間

令和4年4月～